

● 貨物自動車運送に係る第二種貨物利用運送事業

2024年4月現在

①事業所名	②住所	③第二種貨物利用運送事業者	④利用運送機関の種類	⑤利用運送の区域又は区間		⑥業務の範囲	⑦貨物の集配の拠点		⑧備考
				発地	着地		発地	着地	
サンキュー・トランスポート・東日本	千葉県市原市玉前西3-4-24	国官参物第12号	船舶貨物運送	全国各港間		一般事業	茨城	苫小牧	標準内航利用運送約款 平成31年国土交通省告示第320号
			船舶貨物運送	全国各港間		一般事業	苫小牧	茨城	
			船舶貨物運送	全国各港間		一般事業	東京	河田	
			船舶貨物運送	全国各港間		一般事業	東京	博多	
サンキュー・トランスポート・東京	東京都中央区勝どき6-5-3	国総貨複第144号	鉄道貨物輸送	東京貨物ターミナル駅	JR貨物・地方臨海鉄道の貨物取扱駅	一般事業 (コンテナ輸送)	東京貨物ターミナル駅	JR貨物貨物取扱駅	鉄道利用運送約款 平成31年国土交通省告示第320号
			国官参物第48号	鉄道貨物運送	東京貨物ターミナル駅	JR貨物貨物取扱駅	一般事業 (コンテナ輸送)	東京貨物ターミナル駅	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	秋田	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	秋田	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	新潟	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	新潟	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	敦賀	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	敦賀	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	仙台	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	仙台	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	常陸那珂	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	常陸那珂	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	大洗	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	大洗	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	苫小牧	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	東京	苫小牧	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	小樽	新潟	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	新潟	小樽	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	東京	函館	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	函館	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
		内航海運輸送	全国各港間		一般事業	小樽	舞鶴	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
内航海運輸送	全国各港間		一般事業	舞鶴	小樽	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用			
内航海運輸送	全国各港間		一般事業	東京	博多	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用			
内航海運輸送	全国各港間		一般事業	博多	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用			
内航海運輸送	全国各港間		一般事業	東京	岩国	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用			
内航海運輸送	全国各港間		一般事業	岩国	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用			

			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	東京	刈田	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	刈田	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	東京	大分	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	大分	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	東京	北九州	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	北九州	東京	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	追浜	刈田	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	刈田	追浜	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	大阪	別府	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	別府	大阪	利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用	
サンキュウ・トランスポート・中部	愛知県海部郡蟹江町源氏1丁目168番地	国官参物第252号	内航海運送	敦賀	苫小牧	一般事業	敦賀	苫小牧	
サンキュウ・トランスポート・関西	兵庫県西宮市西宮浜2丁目35番地4	国官参物第260号	内航海運送	全国各港間	一般事業	東京	苫小牧		
			内航海運送	全国各港間	一般事業	苫小牧	東京		
			内航海運送	全国各港間	一般事業	神戸	大分	令和3年12月14日拠点追加による認可。 神海貨第245号	
			内航海運送	全国各港間	一般事業	大分	神戸		
			内航海運送	全国各港間	一般事業	神戸	門司		
			内航海運送	全国各港間	一般事業	門司	神戸		
			内航海運送	全国各港間	一般事業	敦賀	博多	令和5年8月29日拠点追加による認可。 神海貨第174号	
内航海運送	全国各港間	一般事業	博多	敦賀					
サンキュウ・トランスポート・中国	山口県下松市葉山2丁目904番地65	国総貨複第202号	鉄道貨物運送	新南陽駅	JR貨物 貨物取扱駅	一般事業	新南陽駅	JR貨物 貨物取扱駅	
サンキュウ・トランスポート・九州	北九州市小倉北区西港町120番地2号	国政参復第425号	内航海運輸送	全国各港間	一般事業	北九州(新門司)	東京(有明)		
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	北九州(新門司)	神戸		
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	北九州(新門司)	大阪(泉大津)		
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	北九州(小倉日明)	日立		
			内航海運輸送	全国各港間	一般事業	常陸那珂	苫小牧		